



チャイルドアカデミー 公費負担 上社保育園の土曜日保育について

土曜日の(公費負担)利用は「保育に欠ける」要件の確認が必要です

- 土曜日保育は、公費負担が伴うために、当園は承諾児童の土曜日の状況を保護者とよく話し合い、児童福祉法に基づいてできるだけ正確に判断するべきこととしています。

年度はじめに、土曜日も「保育に欠ける」と当園が承認した児童が始まります

- 当園の各年度(公費負担)土曜日保育の対象児童は名古屋市(名東区)から当園に委託通知のあった保育所入所承諾児童のうちで、年度はじめに、当園が保護者から「土曜日就労証明(申告)書」等の提出を受けて、土曜日も「保育に欠ける」と承認した児童が始まります。

年度途中の“土曜日”追加も当園への書類提出が必要となります

- 保育所入所承諾児童で、年度途中に保護者が土曜日を追加して希望される場合も同様に、「同居の親族その他の人」全員の「土曜日就労証明(申告)書」等、当園への追加書類の提出と審査を経て、当園による「土曜日も保育に欠ける」との承認が必要です。(承認の基準は裏面をご覧ください)

当園では公費負担の名古屋市委託事業とは別に、受益者(家庭)負担の公益事業チャイルドクラブを行っています。

チャイルドクラブでは駅型モデル保育園時代の初心を忘れず、子育て支援のために土曜日保育や日曜・祝日保育、午後9時までの延長保育、15分単位で預かる一時保育、平日の病後児保育、病児保育などをおこなっています。

委託事業の時間帯以外や「保育に欠ける」要件に合わない場合、その他、家庭の事情でたまたまの土曜日保育の必要が発生した時などに頼りになります、ご利用ください。

【名古屋市「保育所入所の資格と入所できる期間」】

保育所に入所できるのは、次の3つの資格をすべて満たす場合です。

①名古屋市民の方、②保護者のいずれの方も下表の条件（保育所入所の基準）に該当する、③同居の親族その他の人が児童の保育ができない場合。

基準	具体的な入所事由	承諾できる期間
宅外就労	1日につきおおむね4時間以上、かつ週4日以上居宅外において就労していること。	最長、児童の小学校就学前日までで、期間内で左の状態が継続すると見込まれる期間
居宅内就労	1日につきおおむね4時間以上、かつ週4日以上居宅内において家事以外の労働をすることを常態としていること。	最長、児童の小学校就学前日までで、期間内で左の状態が継続すると見込まれる期間
産前産後	出産予定日8週間前（多胎妊娠の場合は、14週間前）の日から出産日後8週間を経過するまでの期間内にあること。	出産予定日8週間前（多胎妊娠の場合は、14週間前）の日から出産日後8週間の期間
疾病等	保護者が、医師が作成した診断書または右に掲げる手帳等により保護者の疾病もしくは負傷が確認できる状態にあること。	身体障害者手帳、愛護手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している場合は、児童の就学前日まで。その他の場合は、医師等の作成した診断書に記載されている終期まで
親族介護	1日につきおおむね4時間以上同居の親族その他の者を介護することを常態としていること。	身体障害者手帳、愛護手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している場合は、児童の就学前日まで。その他の場合は、医師等の作成した診断書に記載されている終期まで
災害復旧	自宅及びその近隣地域内の災害の復旧にあつていること。	災害の復旧が完了すると見込まれる期間
求職活動	就労する意思があり求職活動に専念していること	入所の承諾開始日から3か月を経過する日まで
就学	1日につきおおむね4時間以上、職業能力開発施設において職業訓練を受け、又は学校教育法に基づく大学、短期大学、高等学校などにおいて就学していること。	最長、児童の小学校就学前日までで、期間内で左の状態が継続すると見込まれる期間
発達援助	心身に障害を有する児童を監護しており、その児童の障害の程度と児童の属する家庭環境等が別に定める基準を満たしていること。	最長、児童の小学校就学前日までで、期間内で左の状態が継続すると見込まれる期間

いずれの場合も承諾期間は事由が発生する月の初日から保護者の希望する期間で上の条件が継続している間となります。また、保護者の方が育児休業を取得した場合、すでに保育所に入所している上のお子さんの入所の継続ができます。なお、育児休業取得にともない保育所をやめた場合の再入所は、3オウラスの年齢以上で可能となります。

(以上、名古屋市ホームページより。平成27年2月13日現在)

【チャイルドアカデミー上社保育園の公費負担「土曜日保育」承認の基準】

- ・当園が公費負担「土曜日保育」を承認する審査基準は、上記の名古屋市「保育所入所の資格」のうち（保育に欠ける）要件が土曜日にも該当することが確認できる日ならびに時間帯です。（日曜日・祝日は対象外です）
- ・当園では、審査のために開始希望日の原則として少なくとも一週間前までに以下の書類提出が必要です。書類提出が遅れた場合または審査に時間を要し、承認決定を出せない場合は公費負担の「土曜日保育」を受託できませんのでご理解ください。
 - ①「同居の親族その他の人」全員の土曜日就労証明（申告）書（就労の場合必須。所定用紙、受付にあります）
 - ②就労以外の特別事情を証明する書類（任意の用紙。受付職員とご相談ください）
 - ③当園がもとめるその他の書類（特に提出を求めた場合に必要です）
- ・土曜日就労等が（2日以上）の定期的なものでなく、一時的なもの（一日だけ）でも対象になります。
- ・書類が提出されても、審査の結果、要件があわない場合は「土曜日保育」を承認できない場合があります。
- ・土曜日保育の対象時間は午前7時～午後6時までの就労時間が一番短い「同居の親族その他の人」の就労終了時間（+送迎に必要と認められる時間）です。（午後7時までの公費延長保育もあります）
- ・なお、土曜日の就労は（労働時間が一週間に40時間以内であることなど）労働基準法に適合した就労でなければなりません。万一、労働基準法に違反した土曜日就労である場合、土曜日保育承認の対象とはなりません。
- ・また、提出書類に「虚偽」の記入内容があった場合、またはあったことが判明した場合は、土曜日保育ができなくなるとともに、名古屋市に報告することとなりますのでご了承ください。